



厚生労働省佐賀労働局発表
平成 29 年 10 月 17 日

【照会先】

佐賀労働局労働基準部監督課
監督課長 小路 規与
監察監督官 宅島 俊博
(電話) (0952-32-7169)

報道関係者 各位

11 月は「過労死等防止啓発月間」です
～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～

厚生労働省では、11 月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。

この月間は「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民に自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年 11 月に実施しています。

月間中は、国民への周知・啓発を目的に、各都道府県で「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、「過重労働解消キャンペーン」として、過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた重点的な監督指導や一般の方からの労働に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」などを行います。

「過労死等」とは・・・業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。

【取組概要】

1 国民への周知・啓発

- ・「過労死等防止対策推進シンポジウム」の実施
過労死等の防止のための活動を行う民間団体と連携して、全国 48 会場でシンポジウムを開催します。
- ・ポスターの掲示などによる国民に向けた周知・啓発の実施
国民一人ひとりが自身にも関わることとして、過労死等とその防止に対する関心と理解を深められるよう、ポスターの掲示やパンフレット・リーフレットの配布、インターネット広告など多様な媒体を活用した周知・啓発を行います。

2 過重労働解消キャンペーン

過労死等につながる過重労働などへの対応として、著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた重点的な監督指導や、過重労働に関する全国一斉の無料電話相談などを行います。

佐賀労働局（局長 松森靖）では、過労死等防止啓発月間中に以下の取組を実施します。

■「過労死等防止対策推進シンポジウム」概要

過労死等の防止のための活動を行う民間団体と連携して、シンポジウムを開催します。（無料でどなたでも参加できます。）

日時：平成 29 年 10 月 22 日（日）10:00~12:30

場所：メートプラザ佐賀多目的ホール（佐賀市兵庫北三丁目 8 番 40 号）

〔参加申込方法〕 事前に下記ホームページからお申し込みください。

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

■「過重労働解消キャンペーン」概要

1 労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対し、佐賀労働局長名による協力要請を行うこととしています。

2 佐賀労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

佐賀労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている企業を訪問し、取組事例を報道等により紹介します。

【訪問企業及び日時】

現在調整中です。決まり次第、お知らせいたします。

3 重点監督を実施します

長時間の過重な労働による過労死等に関して労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業などへ重点的な監督指導を行います。

4 電話相談を実施します

「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

実施日時：10月28日（土）9：00～17：00

フリーダイヤル：0120（794）713

※実施主体は福岡労働局になります。

5 過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進する目的として、「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を実施します。（無料でどなたでも参加できます。）

日時：10月25日（水）

場所：佐賀市文化会館大会議室（佐賀市日の出一丁目 21 番 10 号）

〔専用ホームページ〕 <http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>

《過重労働解消キャンペーン特設ページ》

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000177422.html>

〔別紙〕平成 29 年度過重労働解消キャンペーンの概要

平成 29 年度過重労働解消キャンペーンの概要

1 実施期間

平成 29 年 11 月 1 日（水）から 11 月 30 日（木）までの 1 か月間

2 具体的な取組

(1) 労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、佐賀労働局長名による協力要請を行い、労使の主体的な取組を促します。

(2) 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

佐賀労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、取組事例をホームページなどを通じて地域に紹介します。

(3) 過重労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します

ア 監督の対象とする事業場等

以下の事業場等に対して、重点監督を実施します。

- ① 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等
- ② 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等

イ 重点的に確認する事項

- ① 時間外・休日労働が、「時間外・休日労働に関する協定届」（いわゆる 36 協定）の範囲内であるか等について確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。
- ② 賃金不払残業が行われていないかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。
- ③ 不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導します。
- ④ 長時間労働者に対しては、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導します。

ウ 書類送検

重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表します。

※監督指導の結果、公表された場合や、1 年間に 2 回以上同一条項の違反について是正勧告を受けた場合は、ハローワークにおいて、新卒者等を対象とした求人を一定期間受理しません。

また、職業紹介事業者や地方公共団体に対しても、ハローワークと同様の取り組みを行うようご協力をお願いしています。

(4) 電話相談を実施します

フリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を実施し、都道府県労働局の担当官が、相談に対する指導・助言を行います。

[フリーダイヤル] ^{フリーダイヤル} 0120 ^{なくしましょう} (794) ^{長い残業} 713

[実施日時] 10月28日(土) 9:00~17:00

「過重労働解消相談ダイヤル」以外にも、常時相談や情報提供を受け付けています。
ア 最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署（開庁時間 8:30~17:15）

イ 労働条件相談ホットライン（委託事業）

平日夜間・土日に、労働条件に関して、無料で相談を受け付けています。

[フリーダイヤル] 0120 (811) 610

[相談受付時間] 月~金 17:00~22:00、土日 10:00~17:00

[URL]<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyouku/0000088148.pdf>

ウ 労働基準関係情報メール窓口

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報をメールで受け付けています。

[URL]http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html

(5) キャンペーンの趣旨などについて周知・啓発を実施します

使用者等へのリーフレットの配布、広報誌、ホームページの活用により、キャンペーンの趣旨などについて広く国民に周知を図ります。

(6) 過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、9月から11月を中心に、全国で合計66回、「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を開催します。（無料でどなたでも参加できます。）

[URL]<http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>